福島市国際交流協会ロゴマーク等制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、福島市国際交流協会ロゴマーク等制作業務委託者を選定するため に行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

- 2 募集の内容
- (1) 委託業務名 福島市国際交流協会ロゴマーク等制作業務
- (2) 業務内容業務委託仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結から令和3年3月31日まで
- (4) 委託料の上限 300千円

3 参加資格

次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 法人であること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 常時、対面またはオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ)であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等 直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認め られる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

- ⑦ 参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にあるものをいう。)が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びそのものを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法(平成14年法律第154号)に 基づく再生手続き中もしくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生 手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条第1項に規定する風俗営業、同上第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に 規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ② 市税を滞納している者
- ① 民放(明治29年法律第89号)第20条第1項に規定する制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者)
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

4 本プロポーザルに関する質問

(1) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式第 1 号)を令和 3 年 2 月 22 日 (月)午後 5 時までに電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、令和 3 年 2 月 24 日までに質問提出者宛てに通知します。

- (2) 受け付けない質問事項
 - ① 他の応募者に関する質問
 - ② その他、本プロポーザルに関係ない質問など

5 参加手続き

(1) 提出書類

次の①~④の書類(A4(A3 の折込可))3 部(正本 1 部、写し 2 部)提出してください。(提出いただいた書類等は返却しません。)なお、必要に応じて追加資

料を提出いただくこともあります。

- ① 参加申込書兼提案書(様式第2号)
- ② 企画提案書(様式第3号) 別紙仕様書を踏まえ、1点のみ提案してください。
- ③ 委託業務実施体制 (様式第4号)
 - 提案者の業務概要
 - 委託業務を実施するための実施体制及び配置担当者等
- ④ 概算見積書(様式任意)
 - ・ 本委託業務の実施に伴うすべての経費(消費税及び地方消費税相当額を 含む)を算出し、見積書を作成してください。
 - 積算の内訳がわかるように記載してください。
- ⑤ その他参考となる書類
- (2) 提出場所 〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号福島市定住交流課内 福島市国際交流協会事務局
- (3) 提出期限 令和3年3月11日(木)午後5時【必着】
- (4) 提出方法 紙媒体とデータの両方を提出してください。

紙媒体:持参または郵送

データ:メール (teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp)

6 委託候補者の決定

- (1) 審查方法
 - ① 提出された企画提案書等により、令和3年3月中旬に書面審査および協会会員による投票を行います。(書面審査の前に提案の内容について個別にヒアリングを実施する場合があります。)
 - ② 投票の結果および企画提案書等の内容を総合的に審査のうえ、事業実施に適切な業者を受託候補者として採用します。なお、概算見積書の金額が安価な提案を行ったものを第一義的に採用するものではありません。
- (2) 書類審査の基準
 - ① 事業の趣旨、目的に合った提案内容となっているか。
 - ② 使用予定ツールの活用しやすいデザインやレイアウトになっているか。
 - ③ 委託業務を円滑に実施することができる体制となっているか。
 - ④ 見積金額は提案内容に対して適切か。
- (3) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知します。なお、 決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

7 契約

採用業者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正をする場合があります。契約相手方が必要な契約法件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があります。この場合、次点者と契約締結について協議します。

8 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ① 所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は参加者負担となります。 提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承願います。
- (3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、 新たな提案を妨げるものではありません。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者(当協会および受託者以外のもの)が権利を有する 素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務より作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、当協会に帰属するものとします。

9 スケジュール

令和3年2月15日(月) 公募開始

令和3年2月22日(月)午後5時 質問書(様式第1号)提出期限

令和3年3月11日(木)午後5時参加申込書兼提案書等

(様式第2号、第3号、第4号) 提出期限

令和3年3月中旬

書面審査、投票開始

令和3年3月下旬

審查結果通知、契約締結

10 提出・問い合わせ

福島市国際交流協会事務局(福島市定住交流課内)担当:遠海

TEL:024-525-3739 E-mail: teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp